

第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成26年3月5日提出

件数 57件

【内訳】（条例関係 13件、予算関係 28件、その他 16件）

議案の要旨

条例関係

議案第24号 南相馬市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

増大する復旧・復興業務に従事する職員数を確保するため、職員定数の変更について、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 職員の定数の特例の改正（附則第2項関係）

区 分		改正後	改正前
市長の 補助機 関	一般職員	550人	500人
	市立病院	266人	266人
	水道事業	22人	22人
議会事務局		7人	7人
教育委員会		200人	200人
選挙管理委員会		2人	2人
監査委員事務局		4人	4人
農業委員会		6人	6人
合 計		1,057人	1,007人

2 施行日 公布の日

議案第25号 南相馬市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

高度の専門的な知識、経験等を有する任期付職員の給与の特例を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 特定任期付職員に関する規定（第7条・第8条関係）

弁護士等高度の専門的な知識、経験等を有する者（特定任期付職員）の採用を予定していることから、業務に相応した給与を支給できるよう給与の特例を定めるもの。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額	従事業務
1	382,000 円	
2	432,000 円	困難
3	486,000 円	特に困難
4	551,000 円	特に高度、特に困難
5	628,000 円	特に高度、特に困難、重要
6	735,000 円	極めて高度、特に困難、重要
7	860,000 円	極めて高度、特に困難、特に重要

2 施行日 公布の日

議案第 26 号 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定に基づき派遣された者を、災害派遣手当の支給対象に加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 災害派遣手当に関する規定の整備（第 2 条関係）

災害派遣手当に、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるもの。

2 災害派遣手当の支給対象職員の追加（第 24 条第 1 項関係）

改正前		
派遣対象業務	支給対象職員	根拠法令
災害応急対策、災害復旧	国、都道府県、市町村	災害対策基本法第32条第 1 項
武力攻撃から国民の生命、身体、財産の保護	国	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条

改正後		
派遣対象業務	支給対象職員	根拠法令
災害応急対策、災害復旧の派遣	国、都道府県、市町村	災害対策基本法第32条第 1 項
武力攻撃から国民の生命、身体、財産の保護のための派遣	国	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のための派遣	国	新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条
復興計画の作成等のための派遣	国、都道府県、市町村	大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項

3 施行日 公布の日

議案第27号 南相馬市立病院看護職員の特殊勤務手当の特例に関する条例制定について

【趣旨】

福島県の補助金を活用した看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員	第2条及び第3条	<p>【看護体制強化支援一時金】</p> <p>支給額 年26万6,000円の範囲内で市長が定める額</p> <p>支給対象職員 毎年3月31日時点において市立病院に勤務する看護職員</p> <p>【ふるさと就職支援一時金】</p> <p>支給額 勤務1月につき7万1,300円の範囲内で市長が定める額</p> <p>支給対象職員 平成26年4月1日以降に新たに採用した看護職員 支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給休職者、停職者、専従休職者、育児休業員は対象外。</p>

2 施行日等

看護体制強化支援一時金は公布の日（平成25年4月1日から適用）

ふるさと就職支援一時金は平成26年4月1日

3 失効日 平成28年3月31日

議案第 28 号 南相馬市子どもの遊び場条例制定について

【趣旨】

子どもの遊び場の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第 2 条	名称 わんぱくキッズ広場 位置 南相馬市原町区高見町二丁目 22 番地の 1
行為の禁止 行為の制限 許可の条件	第 3 条 ～ 第 5 条	【行為の禁止】 施設を滅失し、損傷し、又は汚損すること。 はり紙・はり札・広告を表示すること。 不衛生な行為、指定された場所以外への車両の乗り入れ、 火気使用、危険な遊戯、物品販売の禁止 【行為の制限】 募金、業として写真撮影、興行を行う場合は市長の許可が必要。 展示会、集会その他これらに類する催しのため施設の全部 又は一部を独占して利用する場合は市長の許可が必要。 【許可の条件】 市長は、行為の制限の許可をするに当たり、子どもの遊び場の 管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

使用料	第6条	【施設使用料】			
		区 分		単 位	金 額
		募金その他これらに類する行為		1日につき	310円
		業として写真撮影その他これに類する行為		1日につき	520円
		興行を行うこと		1件1日につき	1,050円
		展示会、集会 その他これに 類する催しを 行うこと	有料の場合	1件1日につき	1,050円
			無料の場合	1件1日につき	520円
		【電気設備使用料】			
		設 備		単 位	金 額
		照 明		1時間につき	120円
使用料の減免	第8条	公用又は公益目的のため、子どもの遊び場を利用するときは、使用料の全部又は一部を減額又は免除することができる。			
過 料	第12条	<p>行為の禁止に違反した者、行為の制限に違反した者又は許可の取り消しに違反した者 5万円以下の過料</p> <p>詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料</p> <p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上記2項目の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても上記2項に規定する過料を科す。</p>			

2 施行日 平成26年3月29日

議案第 29号 南相馬市自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

駐車料金の見直しにより、駐車場の利用者数の増加と原ノ町駅周辺の振興を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 駐車料金の改正（第6条・別表関係）

改正後		改正前	
駐車時間	駐車料金	区分	駐車料金
24時間以内	最初の3時間までは無料とし、以後1時間までごとに100円として計算した額。ただし、600円を上限とする。	駐車時間30分まで	無料
24時間を超える場合	次に定める額の合計とする。 (1) 駐車時間が24時間ごと600円 (2) 駐車時間が24時間に満たない時間の部分 駐車時間1時間までごとに100円として計算した額。ただし、600円を上限とする。	駐車時間30分を超え、1時間までごとに	百円

2 施行日 平成26年4月1日

議案第30号 南相馬市海釣り公園の管理及び運営に関する条例を廃止する条例制定について

【趣旨】

公の施設である海釣り公園を廃止するため、条例を廃止するもの。

【主な内容】

1 廃止条例の制定

2 施行日 公布の日

議案第31号 南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が行う事業の道路占用に係る占用料が全て免除となることから、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 占用料の額等の改正（第2条、第3条、第4条関係）

「国の行う事業」の占用料免除が法定化されたことから、条例中に規定してある当該事業について削除するもの。

2 施行日 公布の日

議案第32号 南相馬市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害として明確化された津波に対する河川管理施設等の基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 津波に関する規定の追加（第6条・第15条関係）

津波を洪水や高潮とは異なる外力として規定し、河川管理者が定めた計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間を津波区間として設定し、堤防の高さが計画津波水位を下回らないものとする等と定めるもの。

2 可動堰、水門及び樋門の管理施設等の規定の改正（第31条・第40条関係）

可動堰、水門及び樋門は、操作員の安全を確保するために必要があるときは自動的に、又は遠隔操作により、ゲートの開閉を行うことができるものとするもの。

3 施行日 公布の日

議案第33号 南相馬市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行に伴い、従属発電のための水利使用に関する登録制度について規定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 流水占用料等の徴収の改正（第2条関係）

河川法の一部改正により、既に許可を受けた河川の流水等を利用する発電（従属発電）を行う場合、これまでの許可制から登録制が導入されたことに伴い、条例において登録を受けたものからも流水占用料を徴収できるよう改正するもの。

2 流水占用料等の額の改正（第3条関係）

土地を占用する期間が1月未満の場合に係る消費税率及び地方消費税率100分の108を加えるもの。

3 施行日 平成26年4月1日

議案第34号 南相馬市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

企業立地助成金の助成対象を拡大するとともに、助成要件等の明確化を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 設備に関する規定の追加（第2条、第3条、第4条、別表関係）

設備の投資案件について、助成金等の該当になることを明確にするとともに交付要件及び対象事業所を改正するもの。

改正後	改正前
工場・研究、試験又は開発施設・流通関連施設・環境関連施設・ 設備	工場・研究、試験又は開発施設・流通関連施設・環境関連施設

2 他団体の補助対象の範囲の改正（附則第3項関係）

ふくしま産業復興企業立地補助金を受ける場合は、ふくしま産業復興企業立地補助金の対象経費からふくしま産業復興企業立地補助金を差し引いた額を市企業立地助成金の補助対象金額としてあるが、国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金が創設されたことから、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及びこれらに類する補助金についてもふくしま産業復興企業立地補助金と同様の扱いとするもの。

改正後	改正前
・ふくしま産業復興企業立地補助金 ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 ・その他これに類する補助金等	・ふくしま産業復興企業立地補助金

3 雇用奨励助成金の奨励措置内容の改正（別表関係）

雇用奨励助成金については、ふくしま産業復興雇用支援助成金においても措置し

ていることから、他の団体の補助対象となる雇用者を除くもの。

4 施行日 公布の日

議案第35号 南相馬市大町地域交流センター条例制定について

【趣旨】

大町地域交流センターの設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容	
名称・位置	第2条	名称 南相馬市大町地域交流センター 位置 南相馬市原町区大町二丁目110番地	
休館日・開館時間	第3条 及び 第4条	休館日 1月1日～1月3日 12月29日～12月31日 開館時間 午前9時から午後9時まで	
使用許可の制限・物品販売等の許可・目的外使用等の禁止	第6条 ～ 第8条	【使用許可の制限】 ・公の秩序、善良な風俗を乱す場合や施設又は施設器具損傷の可能性がある場合は許可しない。 【物品販売等の許可】 ・物品販売や施設の目的外使用を行う場合は、市長の許可が必要。 【目的外使用等の禁止】 ・使用の許可を受けた目的以外の利用やその権利の譲渡、転貸をしてはならない。	
使用料	第12条	施設区分	1時間当たりの使用料
		会議室	400円
		和室	100円

2 施行日 平成26年4月1日

3 その他の条例改正

南相馬市大町地域交流センター条例制定に伴い、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正するもの。

議案第36号 南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

市民の帰還を促進し、子どもを産み育てやすい子育て環境の充実を図るため、幼稚園の授業料の無料化について、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 授業料無料化の特例（附則第4項関係）

- ・対象年度：平成26年度及び平成27年度
- ・対象者：市内に住所を有する園児

（市内に住所を有しない園児は月額4,500円）

2 施行日 平成26年4月1日

補正予算関係

議案第37号 平成25年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第38号 平成25年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第39号 平成25年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第40号 平成25年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第41号 平成25年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第42号 平成25年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第43号 平成25年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第44号 平成25年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第45号 平成25年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第46号 平成25年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第47号 平成25年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第48号 平成25年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第49号 平成25年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

当初予算関係

- 議案第50号 平成26年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第51号 平成26年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第52号 平成26年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第53号 平成26年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第54号 平成26年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第55号 平成26年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第56号 平成26年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第57号 平成26年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第58号 平成26年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第59号 平成26年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第60号 平成26年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第61号 平成26年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第62号 平成26年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第63号 平成26年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第64号 平成26年度南相馬市下水道事業会計予算について

その他

議案第65号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成24年第7回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		農用地等災害復旧事業（前向地区）工事
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社
施工場所		南相馬市原町区泉字前向地内外
契約金額	変更前	321,156,150円
	変更後	368,052,300円
	増額する額	46,896,150円

主な変更内容

	項目	内容		
(1)	ほ場復旧工の変更	防災集団移転促進事業による買収や自力復旧申出等による復旧対象農地の除外及び復旧対象農地面積の実測精査等による対象面積の変更 <変更前> <変更後> <増減> 田 29.22ha 27.69ha 1.53ha 畑 0.94ha 0.82ha 0.12ha		
(2)	畦畔復旧工の変更	被災が確認された畦畔の復旧を追加 <変更前> <変更後> <増減> L = 1,797m L = 3,281m L = 1,484m		
(3)	水路復旧工の変更	防災集団移転事業による買収により、復旧の必要が無くなった農業用排水路の減及び現地精査による変更 <変更前> <変更後> <増減> L = 4,843m L = 4,281m L = 562m		
(4)	農道復旧工の変更	被災が確認された路線の復旧を追加 <変更前> <変更後> <増減> L = 3,766m L = 3,876m L = 110m		

(5)	インフレスライド適用による変更	資材及び人件費の上昇による変更
-----	-----------------	-----------------

議案第66号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成24年第7回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		農用地等災害復旧事業（塚越地区）工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市原町区泉字塚越地内外
契約金額	変更前	132,316,800円
	変更後	153,101,550円
	増額する額	20,784,750円

主な変更内容

	項目	内容		
(1)	ほ場復旧工の変更	防災集団移転促進事業による買収や自力復旧申出等による復旧対象農地の除外及び復旧対象農地面積の実測精査等による対象面積の変更 < 変更前 > < 変更後 > < 増減 > 田 37.36ha 37.41ha 0.05ha 畑 1.99ha 0.58ha 1.41ha		
(2)	畦畔復旧工の変更	現地精査による変更 < 変更前 > < 変更後 > < 増減 > L = 2,019m L = 2,216m L = 197m		
(3)	水路復旧工の変更	現地精査による変更 < 変更前 > < 変更後 > < 増減 > L = 6,102m L = 6,058m L = 44m		
(4)	農道復旧工の変更	被災が確認された路線の復旧を追加 < 変更前 > < 変更後 > < 増減 > L = 2,563m L = 2,837m L = 274m		

(5)	インフレスライド適用による変更	資材及び人件費の上昇による変更
-----	-----------------	-----------------

議案第67号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成25年第1回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		南相馬市消防・防災センター整備建築主体工事
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社
施工場所		南相馬市原町区高見町一丁目地内
契約金額	変更前	779,236,500円
	変更後	242,564,700円
	減額する額	536,671,800円

主な変更内容

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、東日本大震災の復興需要の急増に伴う資材納入遅延及び人員不足により、工期限（平成26年3月31日）までに工事竣工が見込めないため。 ・本工事は、平成23年度予算の事故繰越による事業であるため、更なる工期変更（延長）が不可能であることから、出来高にて竣工させるもの。

議案第68号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成25年第7回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	市道西138号線改良工事（その2）
-------	-------------------

契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田 8 8 番地 後藤建設工業株式会社	
施工場所	南相馬市鹿島区浮田字榎木沢地内	
契約金額	変更前	2 7 6 , 6 7 5 , 0 0 0 円
	変更後	2 8 4 , 5 8 0 , 0 0 0 円
	増額する額	7 , 9 0 5 , 0 0 0 円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	工期の変更	同時並行に進めていた埋蔵文化財調査において、想定以上の遺構の出現により調査期間が延長となったことに伴う工期の変更。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> < 変更前 > 平成 2 6 年 3 月 3 1 日 < 変更後 > 平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日 </div>
(2)	工期変更に伴う消費税率の変更	工期変更により、消費税率 5 % から 8 % へ変更

議案第 6 9 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字大古内 2 2 2 番など計 1 1 筆	明細は別紙 1 のとおり P 2 3
	合計	1 4 , 9 7 2 . 9 6 m ²
取得予定価格	2 5 , 3 2 2 , 6 4 4 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第70号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字金山田139番など計9筆	明細は別紙1のとおり P23
	合計	16,481.06㎡
取得予定価格	30,138,992円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第71号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内96番など計9筆	明細は別紙2のとおり P24
	合計	11,639.38㎡
取得予定価格	20,950,504円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第72号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字南沢田15番など計9筆	明細は別紙2のとおり P24
	合計	9,990.54㎡
取得予定価格	20,826,065円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第73号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字大古内13番1など計9筆	明細は別紙3のとおり P25
	合計	12,564.86㎡
取得予定価格	22,238,176円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第74号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字大古内22 1番など計9筆	明細は別紙3のとおり P25
	合計	16,438.04㎡
取得予定価格	29,756,285円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第75号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（上渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区上渋佐字前屋敷10 2番1など計4筆	明細は別紙4のとおり P26
	合計	5,349.76㎡
取得予定価格	22,395,570円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第76号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（上渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区上渋佐字北谷地11 4番1など計13筆	明細は別紙4のとおり P26
	合計	9,589.14㎡
取得予定価格	29,876,690円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第77号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（北萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字オノ下1番1 など計9筆	明細は別紙5のとおり P27
	合計	15,290.83㎡
取得予定価格	38,422,401円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第78号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字愛原47番1 など計8筆	明細は別紙5のとおり P27
	合計	6,621.42㎡
取得予定価格	25,241,930円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第79号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業住宅団地用地（北原地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区北原字境堀263番 など計3筆	明細は別紙6のとおり P28
	合計	9,949.00㎡
取得予定価格	89,541,000円	
取得の方法	随意契約	

議案第 80 号 市道路線の認定、変更及び廃止について

【趣旨】

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

(1) 防災集団移転関連事業

鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	東 4 1 8 号線	99.3m	6.0m ~ 9.5m	
	東 4 1 9 号線	70.7m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 0 号線	28.3m	3.0m	
	東 4 2 1 号線	53.6m	4.8m ~ 5.4m	
	東 4 2 2 号線	93.4m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 3 号線	67.8m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 4 号線	115.8m	4.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 5 号線	150.2m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 6 号線	187.2m	6.0m ~ 9.5m	
	東 4 2 7 号線	114.1m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 8 号線	102.7m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 2 9 号線	186.6m	6.0m ~ 13.0m	
	東 4 3 0 号線	45.8m	6.0m ~ 13.0m	
	中 4 3 1 号線	377.9m	6.0m ~ 13.0m	
	中 4 3 2 号線	205.0m	4.0m ~ 6.0m	
	中 4 3 3 号線	90.1m	6.0m ~ 13.0m	
中 4 3 4 号線	283.4m	6.0m ~ 13.0m		
変更路線	変更前	東 3 5 6 号線	754.3m	9.3m ~ 24.0m
	変更後		978.5m	6.0m ~ 24.0m

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	上高平住宅団地 1 号線	199.4m	6.0m ~ 13.0m	
	上高平住宅団地 2 号線	123.3m	6.0m ~ 9.5m	
	雫住宅団地 1 号線	121.1m	6.0m ~ 13.0m	
	雫住宅団地 2 号線	112.5m	6.0m ~ 13.0m	
変更路線	変更前	金沢大内 2 号線	328.5m	8.4m ~ 20.7m
	変更後		309.3m	8.4m ~ 20.7m

(2) 災害公営住宅関連

鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	中435号線	282.2m	6.0m
	中436号線	38.0m	6.0m

(3) 工業用地造成事業関連

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	下太田工業団地1号線	1,281.0m	9.5m ~ 14.5m

(4) 道路事業分

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	内川原線	410.2m	4.0m ~ 5.0m	
	泉広畑1号線	327.1m	4.0m ~ 5.0m	
	泉広畑2号線	536.8m	4.0m ~ 5.0m	
	泉関下線	181.1m	4.0m	
	小川町5号線	226.0m	4.0m ~ 6.0m	
	小川町6号線	158.0m	4.0m ~ 8.0m	
	日の出町13号線	168.0m	6.0m ~ 12.8m	
変更路線	変更前	下高平泉線	1,285.4m	2.6m ~ 16.2m
	変更後		3,003.6m	11.0m ~ 16.2m
	変更前	大木戸3号線	425.9m	4.4m ~ 20.3m
	変更後	西町3号線	656.0m	4.0m ~ 6.1m
廃止路線	泉前向線	1,697.2m	3.0m ~ 13.7m	
	泉須賀内線	1,216.7m	2.9m ~ 8.8m	
	町池前向線	680.3m	3.5m ~ 6.6m	
	下高平泉前向線	1,627.7m	11.4m ~ 16.0m	

変更路線「西町3号線」は「大木戸3号線」から名称変更

(5) SA 利活用拠点整備事業関連

鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
変更路線	変更前	西138号線	420.0m	11.0m ~ 24.0m
	変更後		460.0m	11.0m ~ 24.0m